

宇部市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇部市が発注する測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の請負契約の締結にあたり、宇部市財務規則（昭和44年規則第4号）第121条に規定する最低制限価格の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領の対象は、原則として設計金額が1,000万円以上の建設コンサルタント業務等で、競争入札に付するものとする。ただし、設計金額の全てを見積りにより算出したものは、対象外とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、別表1業務区分の欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表最低制限価格基準額の欄に定める額とする。ただし、その価格が別表2上限額の欄に定める額を超える場合は、当該上限額とし、同表下限額の欄に定める額に満たない場合は、当該下限額とする。また、業務区分の欄に掲げる2以上の業務を併せて競争入札に付する場合の最低制限価格は、それぞれの最低制限価格を合算した額とする。

(入札参加者への周知)

第4条 前条の規定により最低制限価格を設定したときは、入札公告、指名通知書等に最低制限価格が設定されていること、及び最低制限価格を下回る入札が行われた場合は当該入札をした者の入札は無効となることを記載するとともに、現場説明書に「建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度のお知らせ（別紙1）」を添付することにより、入札参加者へ周知するものとする。

(落札者の決定等)

第5条 入札書の記載金額が予定価格の入札書比較価格を上回らず、かつ最低制限価格の入札書比較価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(最低制限価格の入札書比較価格の公表)

第6条 最低制限価格の入札書比較価格は、落札者決定時において入札結果とともに公表するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行うものについて適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行うものについて適用する。

別表 1

業務区分	最低制限価格基準額
測量業務	・直接測量費の額 ・測量調査費の額 ・諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額 (円未満切捨て) の合計額(千円未満切捨て)
建築関係建設コンサルタント業務	・直接人件費の額 ・特別経費の額 ・技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 (円未満切捨て) ・諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 (円未満切捨て) の合計額(千円未満切捨て)
土木関係建設コンサルタント業務	・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 (円未満切捨て) ・一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額 (円未満切捨て) の合計額(千円未満切捨て)
地質調査業務	・直接調査費の額 ・間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 (円未満切捨て) ・解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 (円未満切捨て) ・諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額 (円未満切捨て) の合計額(千円未満切捨て)
補償関係コンサルタント業務	・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 (円未満切捨て) ・一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額 (円未満切捨て) の合計額(千円未満切捨て)

別表 2

業務区分	上限額	下限額
測量業務	設計金額（税抜き）に 10分の8.2を乗じて得た額 （千円未満切捨て）	設計金額（税抜き）に 10分の6を乗じて得た額 （千円未満切捨て）
建築関係建設コンサルタント	設計金額（税抜き）に 10分の8を乗じて得た額 （千円未満切捨て）	設計金額（税抜き）に 10分の6を乗じて得た額 （千円未満切捨て）
土木関係建設コンサルタント	設計金額（税抜き）に 10分の8を乗じて得た額 （千円未満切捨て）	設計金額（税抜き）に 10分の6を乗じて得た額 （千円未満切捨て）
地質調査業務	設計金額（税抜き）に 10分の8.5を乗じて得た額 （千円未満切捨て）	設計金額（税抜き）に 3分の2を乗じて得た額 （千円未満切捨て）
補償関係コンサルタント業務	設計金額（税抜き）に 10分の8を乗じて得た額 （千円未満切捨て）	設計金額（税抜き）に 10分の6を乗じて得た額 （千円未満切捨て）